

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（法第60条等）ている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

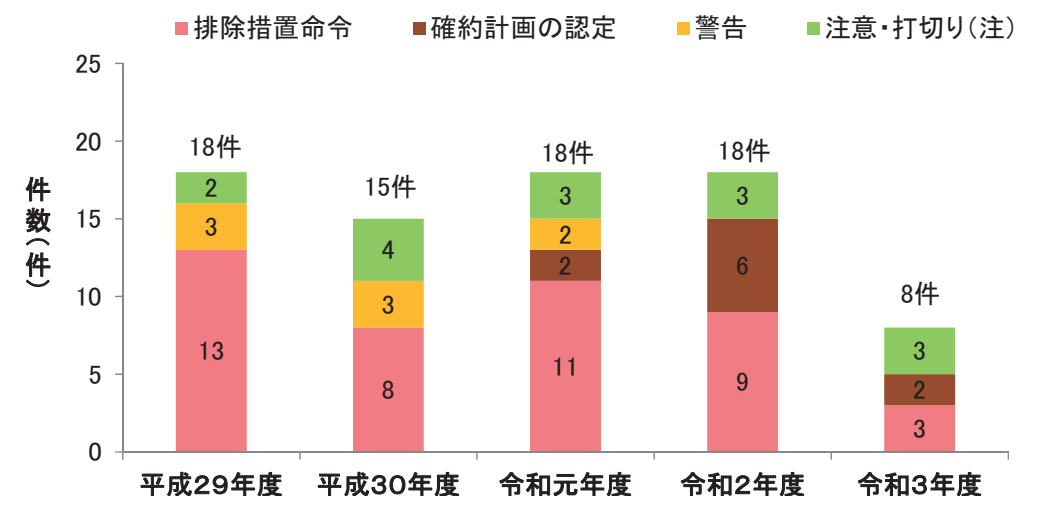
さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（これら公表された事件の処理の類型別の件数について第1図参照）。

令和3年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの（第1－2表）を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの10件及び年度内に新規に着手したもの103件の合計113件であり、このうち年度内に処理した件数は100件であった。100件の内訳は、排除措置命令が3件、確約計画の認定が2件、注意が92件、審査を打ち切ったものが3件となっている（第1－1表参照）。

（注）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第 1 図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
排除措置命令	13	8	11	9	3
確約計画の認定	－	0	2	6	2
警告	3	3	2	0	0
注意・打切り（注）	2	4	3	3	3
合計	18	15	18	18	8

(注) 事案の概要を公表したものに限り。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注）を行ったものを除く。）

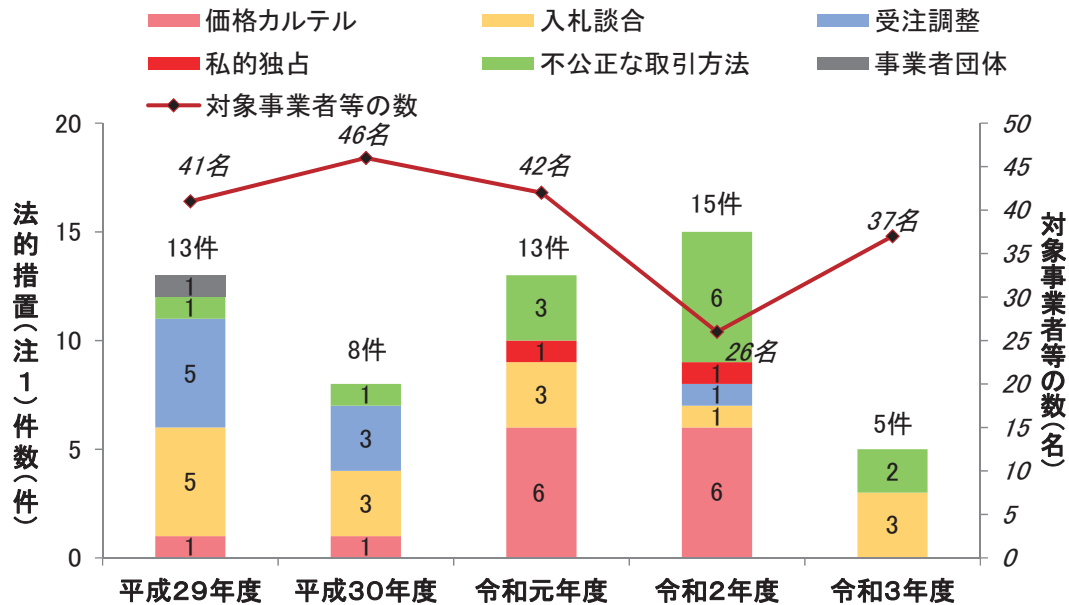
年 度			29	30	元	2	3
審査 件数	前年度からの繰越し		21	25	23	18	10
	年度内新規着手		122	118	76	83	103
	合 計		143	143	99	101	113
処理 件数	法的 措置	排除措置命令	13	8	11	9	3
		対象事業者等の数	41	46	40	20	34
		確約計画の認定	－	0	2	6	2
		対象事業者の数	－	0	2	6	3
	そ の 他	終 了（違反認定）	1	0	0	0	0
		警 告	3	3	2	0	0
		注 意	88	95	57	73	92
		打 切 り	13	14	9	3	3
		小 計	105	112	68	76	95
		合 計	118	120	81	91	100
	次年度への繰越し		25	23	18	10	13
付 課 命 令 徴 金 納	対象事業者数	32	18	37	4	31	
	課徴金額（円）	18億9210万	2億6111万	692億7560万	43億2923万	21億8026万	
告 発		1	0	0	1	0	

（注）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	29	30	元	2	3
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	457	227	235	136	244

第2図 法的措置（注1）件数等の推移



年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
内容（注2）					
私的独占	0	0	1	1	0
価格カルテル	1	1	6	6	0
入札談合	5	3	3	1	3
受注調整	5	3	0	1	0
不公正な取引方法	1	1	3	6	2
その他（注3）	1	0	0	0	0
合計	13	8	13	15	5

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

令和3年度における処理件数を行為類型別にみると、私的独占2件、価格カルテル4件、入札談合3件、不公正な取引方法85件、となっている（第2表参照）。法的措置は5件であり、この内訳は、入札談合3件、不公正な取引方法2件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 令和3年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）		処理	排除措置 命令	確約計画 の認定	終了 （違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	1	1	2
不当な取引 制限	価格カルテル		0	0	0	0	4	0	4
	入札談合		3	0	0	0	0	0	3
	小 計		3	0	0	0	4	0	7
不正な取引方法 （注2）	再販売価格の拘束		0	0	0	0	7	0	7
	その他の拘束・ 排他条件付取引		0	1	0	0	14	1	16
	取引妨害		0	1	0	0	0	0	1
	優越的地位の濫用		0	0	0	0	46	1	47
	不当廉売		0	0	0	0	13	0	13
	その他		0	0	0	0	1	0	1
	小 計		0	2	0	0	81	2	85
そ の 他（注3）			0	0	0	0	6	0	6
合 計			3	2	0	0	92	3	100

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）事業者団体が事業者には不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）件数（行為類型別）の推移

行為類型（注2）		年度	29	30	元	2	3	合計
私的独占			0	0	1	1	0	2
不当な取引 制限	価格カルテル		1	1	6	6	0	14
	入札談合		5	3	3	1	3	15
	受注調整		5	3	0	1	0	9
	小 計		11	7	9	8	3	38
不正な取引方法	再販売価格の拘束		0	0	2	0	0	2
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	1	3	1	5
	取引妨害		0	1	0	0	1	2
	優越的地位の濫用		0	0	0	3	0	3
	その他		1	0	0	0	0	1
	小 計		1	1	3	6	2	13
その他（注3）			1	0	0	0	0	1
合 計			13	8	13	15	5	54

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3並びに第20条の2から第20条の6まで）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和3年度においては、延べ31名に対し総額21億8026万円の課徴金納付命令を行った。

(2) 課徴金減免制度の運用状況

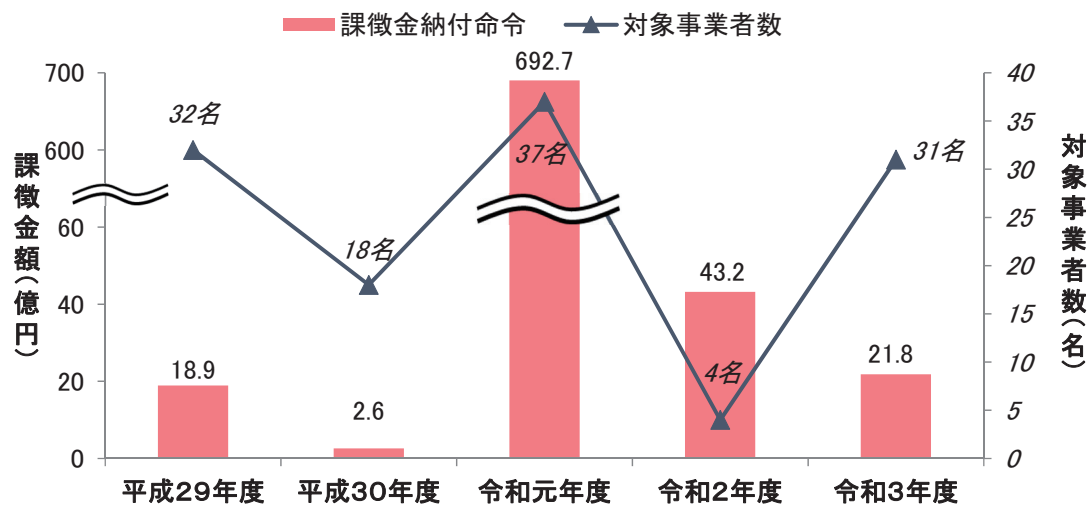
令和3年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、52件であった（課徴金減免制度導入（平成18年1月）以降の件数は1,395件）。

また、令和3年度においては、3事件延べ10名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyo/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

第3図 課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

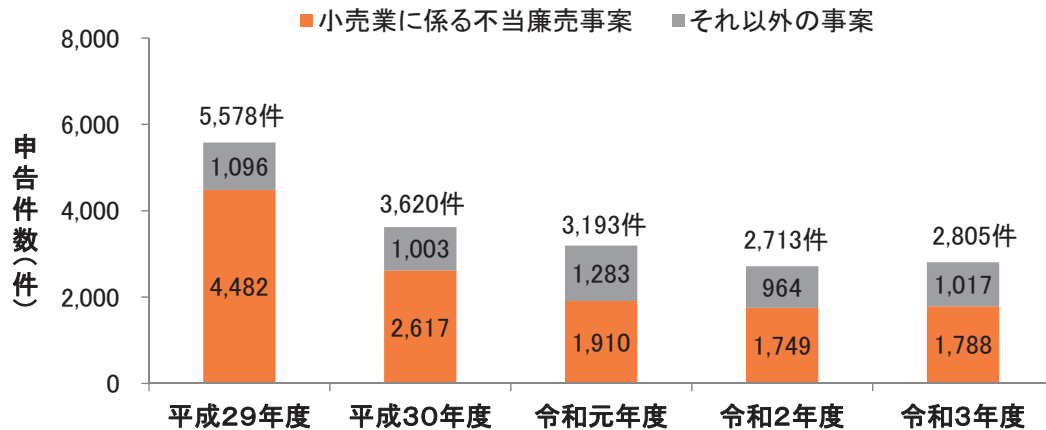
3 申告等

令和3年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は2,805件であった（第4図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第3項）、令和3年度においては、2,938件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和3年度においては、同システムを利用した申告が1,453件あった。

さらに、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野及び電力・ガス分野に係る情報提供窓口を設置しており、令和3年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第4図 申告件数の推移



4 発注機関への要請

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、発注機関等に要請等を行っている。令和3年度においては、以下のとおり要請を行った。

日本年金機構に対する要請（令和4年3月3日）（事件詳細については後記第2 **1** (2) 参照）

公正取引委員会は、審査過程で判明した事実を踏まえ、日本年金機構に対し、次のとおり要請を行った。

- ア 今後、談合情報に接した場合には、日本年金機構の発注担当者が適切に公正取引委員会に対して通報し得るよう、所要の改善を図ること
- イ 日本年金機構の入札方法について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しなど、適切な措置を講じること

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和3年度においては、異議の申立てはなかった。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

令和3年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第4表のとおりであり、調査の結果、審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして棄却している。

第4表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立て の類型 処理結果	供述聴取時の手続・ 説明事項に関するもの (審査手続指針第2 の2(2))	威迫・強要など審査 官等の言動に関する もの (審査手続指針第2 の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間 に関するもの (審査手続指針第2 の2(4))	供述調書の作成・署 名押印の際の手続に 関するもの (審査手続指針第2 の2(5))	合計
処理件数	0	1	0	0	1
棄却したもの	0	1	0	0	1
必要な措置を講 じたもの	0	0	0	0	0

6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）の一部改正（令和2年公正取引委員会規則第2号）により、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者へ還付する手続（以下「判別手続」という。）を導入し、運用している。当該物件の還付を希望する事業者は、公正取引委員会の審査に関する規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。令和3年度においては、判別手続の求めはなかった。

第5－1表 令和3年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 (注) 対象 事業者の数	違反法条	排除措置 命令年月日
1	4 (措) 1	国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する件	国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1480万円 (497万円～ 229万円)	6	第3条後 段	4. 2. 25
2	4 (措) 2	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する件	日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17億4161万円 (3億1686万円～ 196万円)	26	第3条後 段	4. 3. 3
3	4 (措) 3	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する件	独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	4億2385万円 (1億7562万円～ 8634万円)	3	第3条後 段	4. 3. 30
合 計				21億8026万円	35		

(注) 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

第5－2表 令和3年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
1	4 (認) 1	Booking.com B.V. に対する件	公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト（以下「Booking.com サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結する契約において、Booking.com サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国において Booking.com B.V. に対する支援業務を行う Booking.com Japan㈱をして要請させている。	1	第19条（一般指定第12項）	4.3.16
2	4 (認) 2、3	アメアスポーツ ジャパン㈱及び ウイルソン・ス ポーツ・グッ ズ・カンパ ニーに対する件	公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン㈱（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。	2	第19条（一般指定第14項）	4.3.25
合 計				3		

（注）一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	(注5) 360億7471万円
22年度	156	(注6) 719億4162万円
23年度	277	(注7、8、9、10) 399億6181万円
24年度	113	(注11) 248億7549万円
25年度	(注12) 180	(注12) 302億167万円
26年度	128	(注13、14、15) 170億4607万円
27年度	31	(注16) 85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
2年度	4	43億2923万円
3年度	31	21億8026万円
合計	8,899	4750億3434万円

（注1）平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

- (注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。
- (注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。
- (注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令（平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円）のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、37億6320万円）、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、32億1838万円）及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、16億4450万円）のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。
- (注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、
- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円）のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第95号）（平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円）のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第98号）（平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円）のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円）のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。
- (注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。
- (注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令（平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円）のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。
- また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、上記課徴金納付命令の残余の部分（課徴金額1億7839万円）を取り消す旨の再審決を行った。
- (注9) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令（平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円）のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令（平成24年2月16日、課徴金額40億4796万円）のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注11) N T N㈱に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令（平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円）のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。
- (注12) 加藤化学㈱に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学㈱に対する課徴金納付命令（平成25年7月11日、課徴金額4116万円）を取り消す旨の審決を行った。
- (注13) ダイレックス㈱に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令（平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円）のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注14) レンゴー㈱ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、
- ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）（平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円）のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・福野段ボール工業㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額1078万円）のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）（平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円）のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・北海道森紙業㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6640万円）のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・浅野段ボール㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額2990万円）のうち、2904万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注15) レンゴー(株)ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

・レンゴー(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円）のうち、10億6758万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

・(株)トーモクに対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6億401万円）のうち、6億363万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注16) 松尾電機(株)による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

第2 法的措置等

令和3年度においては、5件について法的措置（排除措置命令3件、確約計画の認定2件）を採った。排除措置命令3件の違反法条をみると、いずれも独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反3件となっている。また、確約計画の認定2件の関係法条をみると、いずれも同法第19条（不公正な取引方法の禁止）2件となっている。

これら5件の概要は次のとおりである。

1 排除措置命令及び課徴金納付命令等

(1) 国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する件（令和4年（措）第1号）（令和4年2月25日排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	北関東総合警備保障(株)	宇都宮市不動前一丁目3番14号	代表取締役 青木 靖典	○	497万円
2	ALSOK 群馬(株)	前橋市大渡町二丁目1番地の5	代表取締役 樋田 浩二	○	466万円
3	(株)シムックス	群馬県太田市植木野町300番地1	代表取締役 深澤 賢治	○	288万円
4	国際警備(株)	群馬県高崎市江木町1525番地	代表取締役 山崎 健	○	229万円
5	ケービックス(株)	前橋市問屋町一丁目10番地3	代表取締役 井上 哲孝	○	—
6	東朋産業(株)	前橋市総社町桜が丘1225番地2	代表取締役 村田 茂行	○	—
7	セコム上信越(株)	新潟市中央区新光町1番地10	代表取締役 山中 善紀	—	—
合計				6社	1480万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

7社は、遅くとも平成29年1月1日以降、特定機械警備業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(7) a 施設ごとに既存業者（競争入札等が行われる時点で当該施設の機械警備業務の委託を受けている者をいう。）を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(4) a 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）は、受注予定者が定める

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した価格以上の入札価格等を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、7社は、公共の利益に反して、特定機械警備業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和4年2月25日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

（詳細については令和4年2月25日報道発表資料「国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12151012/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220225.html>



(2) 日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する件（令和4年（措）第2号）（令和4年3月3日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	東洋紙業(株)	大阪市浪速区芦原一丁目3番18号	代表取締役 小川 淳	○	3億1686万円
2	ナカバヤシ(株)	大阪市中央区北浜東1番20号	代表取締役 湯本 秀昭	○	3億1071万円
3	共同印刷(株)	東京都文京区小石川四丁目14番12号	代表取締役 藤森 康彰	○	3億505万円
4	(株)ビー・プロ	仙台市若林区六丁の目西町4番1号	代表取締役 江馬 文成	○	3362万円
5	(株)谷口製作所	茨城県つくば市谷田部4354番地	代表取締役 谷口 一	○	3292万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
6	トッパン・フォームズ(株)	東京都港区東新橋一丁目7番3号	代表取締役 坂田 甲一	○	1億9674万円
7	(株)ディーエムエス	東京都千代田区神田小川町一丁目11番地	代表取締役 山本 克彦	○	7835万円
8	小林クリエイト(株)	愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地	代表取締役 小林 友也	○	6567万円
9	光ビジネスフォーム(株)	東京都八王子市東浅川町553番地	代表取締役 松本 康宏	○	5772万円
10	東洋印刷(株)	京都市伏見区中島中道町133番地	代表取締役 土谷 潤一郎	○	2459万円
11	(株)イセトー	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地	代表取締役 高橋 明久	○	2372万円
12	(株)TLP (注3)	東京都板橋区板橋一丁目53番2号	代表取締役 有野 正明	○	2017万円
13	カワセコンピュータサプライ(株)	大阪府中央区今橋二丁目4番10号 EDGE 淀屋橋	代表取締役 川瀬 啓輔	○	1840万円
14	(株)恵和ビジネス	札幌市中央区南二条西十二丁目324番地1	代表取締役 渡辺 淳也	○	1624万円
15	(株)タナカ	茨城県土浦市藤沢3495番地1	代表取締役 田中 司郎	○	1414万円
16	(株)ディーソル	東京都中央区日本橋人形町一丁目8番4号	代表取締役 今村 勇雄	○	1333万円
17	(株)アイネット	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号	代表取締役 坂井 満	○	863万円
18	(株)アテナ	東京都江戸川区臨海町五丁目2番2号	代表取締役 渡辺 剛彦	○	630万円
19	日本電算機用品(株)	東京都大田区蒲田四丁目21番14号	代表取締役 子田 清	○	612万円
20	エースビジネスフォーム(株)	東京都江東区潮見二丁目4番8号	代表取締役 小山 正	○	389万円
21	(株)高速	埼玉県川越市芳野台一丁目103番地の7	代表取締役 千葉 誠	○	340万円
22	塚田印刷(株)	兵庫県西宮市津門稻荷町11番12号	代表取締役 塚田 和範	○	292万円
23	(株)エム・エフ・テック (注4)	新潟県南魚沼市津久野1112番地14	代表取締役 小山 初男	○	196万円
24	(株)田中印刷	京都市南区久世築山町452番地4	代表取締役 田中 辰法	○	—
25	三条印刷(株)	札幌市東区北十条東十三丁目14番地	代表取締役 川口 理一郎	○	—
26	北越パッケージ(株) (注5、6)	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号	代表取締役 川島 嘉則	—	1億8016万円
合計				25社	17億4161万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) (株)TLP は、平成30年10月1日付けで、商号を東京ラインブリタ印刷(株)から現商号に変更したものである。

- (注4) ㈱エム・エフ・テックは、令和4年1月1日付けで、商号を高速紙工業㈱から現商号に変更したものである。
- (注5) 北越パッケージ㈱は、平成30年7月1日付けで、商号をビーエフ&パッケージ㈱から現商号に変更したものである。
- (注6) 北越パッケージ㈱は、令和3年5月31日に、㈱ディーソール（番号16）の完全子会社にデータプリントサービスに関する事業を全部譲渡し、同日以降、データプリントサービスを請け負う事業を営んでいない。

イ 違反行為の概要等

- (7) 26社は、遅くとも平成28年5月6日以降（注7）、特定データプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため
- a (a) 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する
- (b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に
- b (a) 東洋紙業㈱、ナカバヤシ㈱、共同印刷㈱、㈱ビー・プロ、㈱谷口製作所及び北越パッケージ㈱の6社（注8）（以下「6社」という。）は、特定データプリントサービスごとに、6社以外の事業者から、受注希望を確認する
- (b) 6社は、会合を開催するなどして、特定データプリントサービスごとに、26社の受注希望、毎年発注される特定データプリントサービスについては26社の過去の受注実績、新たに発注される特定データプリントサービスについては26社の日本年金機構に対する仕様の作成等への協力状況等を勘案して
- i 1社落札入札の特定データプリントサービスについては、受注予定者及び受注予定者の入札価格
- ii 複数社落札入札（注9）の特定データプリントサービスについては、受注予定者、受注予定者ごとの受注予定数量並びに受注予定者の中で最も高い価格で入札を行う者及びその者の入札価格を決定する
- (c) 6社は、前記(b)で決定した受注予定者、受注予定数量及び受注予定者の入札価格を6社以外の入札参加者に連絡する
- (d) 受注予定者は
- i 1社落札入札の特定データプリントサービスについては、前記(b)で決定した受注予定者の入札価格
- ii 複数社落札入札の特定データプリントサービスについては、受注予定者の中で最も高い価格で入札を行う者は前記(b)で決定した入札価格及び受注予定数量、それ以外の受注予定者は前記(b)で決定した受注予定者の中で最も高い価格で入札を行う者の入札価格よりも低い価格及び受注予定数量を提示する
- (e) 受注予定者以外の入札参加者は
- i 1社落札入札の特定データプリントサービスについては、前記(b)で決定した受注予定者の入札価格よりも高い価格
- ii 複数社落札入札の特定データプリントサービスについては、前記(b)で決定

した受注予定者の中で最も高い価格で入札を行う者の入札価格よりも高い価格

を提示する

ことなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(注7) 三条印刷㈱にあっては平成29年4月7日以降である。

(注8) ㈱谷口製作所にあっては平成28年11月頃から令和元年10月7日までの間、北越パッケージ㈱にあっては遅くとも平成28年5月6日から同年9月末頃までの間である。

(注9) 入札参加者に、調達予定数量の範囲内で受注予定数量及び入札価格を提示させ、予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した者のうち、低い入札価格を提示した者から順次調達予定数量に達するまでの者を受注者とする入札方法をいう。

(イ) 6社は、前記(7)の実効を確保するため

a 特定データプリントサービスの入札等に新規に参加する者に対して前記(7) aの合意への参加を要請する

b 受注予定者を決定するに当たり、受注を希望する者の数が多く、受注を希望する者を希望どおりに受注予定者にすることができない場合、受注予定者以外の者に業務の一部又は全部を下請に出すことなどを条件にして受注予定者とするなどしていた。

(7) 26社は、前記(7) aの合意をすることにより、公共の利益に反して、特定データプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和4年3月3日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

ウ 日本年金機構への要請

公正取引委員会は、審査過程で判明した事実を踏まえ、日本年金機構に対し、次のとおり要請を行った。

(7) 今後、談合情報に接した場合には、日本年金機構の発注担当者が適切に当委員会に対して通報し得るよう、所要の改善を図ること

(イ) 日本年金機構の入札方法について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しなど、適切な措置を講じること

(詳細については令和4年3月3日報道発表資料「日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303daiyon.html>



(3) 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する件（令和4年（措）第3号）（令和4年3月30日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	アルフレッサ(株)※	東京都千代田区内神田一丁目12番1号	代表取締役 福神 雄介	○	1億7562万円
2	東邦薬品(株)※	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	代表取締役 馬田 明	○	1億6189万円
3	(株)スズケン※	名古屋市東区東片端町8番地	代表取締役 宮田 浩美	○	8634万円
4	(株)メディセオ	東京都中央区八重洲二丁目7番15号	代表取締役 長福 恭弘	—	—
合計				3社	4億2385万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「※」を付した事業者は、後記イ記載の違反行為に係る事件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ、同裁判が確定していることから、独占禁止法第7条の7第1項の規定に基づき、当該罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額を課徴金額としている。

(注3) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

(7) 平成28年入札医薬品に係る違反行為

4社は、平成28年6月8日以降、東京都千代田区所在の貸会議室において、部長級、課長級等の営業担当者による会合を開催して、平成28年入札医薬品のうち「藤本製薬」の医薬品を除く医薬品について、受注価格の低落防止等を図るため、

a (a) 4社それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うよう平成28年入札医薬品を医薬品の製造販売業者等で区分した医薬品群ごとに受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 既存の取引（入札が行われる時点での卸売業者と独立行政法人地域医療機能推進機構57病院（注4）間における単価購入契約をいう。以下同じ。）等を勘案し、前記受注予定比率に合うよう医薬品群ごとに受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者等が連絡した価格以上の入札価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、平成28年入札医薬品の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「独立行政法人地域医療機能推進機構57病院」とは、独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する全国の57病院をいう。

(4) 平成30年入札医薬品に係る違反行為

4社は、平成30年6月1日以降、東京都千代田区所在の貸会議室において、部長

級、課長級等の営業担当者による会合を開催して、平成30年入札医薬品について、受注価格の低落防止等を図るため、

a (a) 4社それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うよう平成30年入札医薬品を医薬品の製造販売業者で区分した医薬品群ごとに受注予定者を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 既存の取引及び医薬品群の薬価総額等を勘案し、前記受注予定比率に合うよう医薬品群ごとに受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した価格以上の入札価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、平成30年入札医薬品の取引分野における競争を実質的に制限していた。

以上のことから、公正取引委員会は、令和4年3月30日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(詳細については令和4年3月30日報道発表資料「独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330.html>



2 確約計画の認定

(1) Booking.com B.V. に対する件（令和4年（認）第1号）（令和4年3月16日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
Booking.com B.V.	オランダ王国アムステルダム、ヘレングラハト597	M.F. Lima da Rocha Barros

イ 概要

公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト

(以下「Booking.com サイト」という。)に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者(以下「宿泊施設運営業者」という。)との間で締結する契約において、Booking.com サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件(ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。)を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国において Booking.com B.V. に対する支援業務を行う Booking.com Japan(株)をして要請させている。

(詳細については令和4年3月16日報道発表資料「Booking.com B.V. から申請があった確約計画の認定等について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220316.html>



(2) アメアスポーツジャパン(株)及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーに対する件(令和4年(認)第2号、第3号)(令和4年3月25日 確約計画の認定)

ア 関係人

名称	所在地	代表者
アメアスポーツジャパン(株)	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	代表取締役 ショーン・ヒリアー
ウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー	アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市イーストランドルフ通り130番地600号	代表者 ジョー・ダディ

イ 概要

公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン(株)(以下「アメアジャパン」という。)及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー(以下「ウイルソン」という。)に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者(アメアジャパンを含む。)を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット(以下「本件テニスラケット」という。)を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット(以下「並行輸入品」とい

う。)を取り扱う輸入販売業者(以下「並行輸入業者」という。)から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。

(詳細については令和4年3月25日報道発表資料「アメアスポーツジャパン(株)及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220325_kokujou.html



第3 その他の事件処理

1 自発的な措置に関する公表

令和3年度において、審査の過程において、事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案の概要は、次のとおりである。

第7表 令和3年度自発的な措置に関する公表事案一覧

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
1	アップル・インクに対する件	公正取引委員会は、アップル・インク（以下「アップル」という。）による私的独占等被疑事件について審査を行ったところ、アップルから改善措置の申出がなされたため、その内容を検討したところ、本件被疑行為を解消するものと認められたことから、当該措置を実施したことを確認した上で、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。 アップルが、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内で音楽、電子書籍、動画等のデジタルコンテンツの販売等を行う場合、アップルが指定する課金方法（以下「IAP」という。）の使用を義務付けることに加え、消費者を IAP 以外の課金による購入に誘導するボタンや外部リンクをアプリに含める行為を禁止するなどしていた。 （詳細については令和3年9月2日報道発表資料「アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12151012/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210902.html 	3.9.2
2	(株)ユニクエストに対する件	公正取引委員会は、(株)ユニクエスト（以下「ユニクエスト」という。）による拘束条件付取引等被疑事件について審査を行ったところ、ユニクエストからの改善措置を講じた旨の報告がなされたため、その内容を検討したところ、本件被疑行為を解消するものとして認められたことから、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。 ユニクエストが、同社の運営する「小さなお葬式」と称するインターネット葬儀サービス（インターネットを通じて全国の一般消費者から葬儀の申込みを受け、提携している葬儀社に対して葬儀の施行を依頼する事業をいう。以下同じ。）に関し、一般消費者に提供する葬儀の施行を委託している葬儀社に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引することを制限している疑いがあった。 （詳細については令和3年12月2日報道発表資料「(株)ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12151012/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211202.html 	3.12.2

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
3	楽天グループ ㈱に対する件	公正取引委員会は、楽天グループ㈱（以下「楽天」という。）による優越的地位の濫用被疑事件について審査を行ったところ、楽天から改善措置の申出がなされたことにより、本件被疑行為は解消するものと認められたことから、当該措置を実施したことを確認した上で審査を終了することとし、事案の概要を公表した。 楽天が、楽天が運営するオンラインモール「楽天市場」に出店している出店事業者に対し、「共通の送料込みライン」（原則として3,980円（税込み）以上の注文の場合に「送料無料」と表示する施策。以下同じ。）を令和2年3月18日から一律に導入することを通知するなどしたことから、同年2月28日、東京地方裁判所に対し、楽天が「共通の送料込みライン」を一律に導入することの一時停止を求め、独占禁止法第70条の4第1項の規定に基づいて緊急停止命令の申立てを行った。 こうした中、楽天は、令和2年3月6日、店舗の選択により「共通の送料込みライン」の適用対象外にできる措置を行うこと等を公表し、その後、出店事業者が適用対象外申請を行うための手続を設けた（適用対象外申請を行うことができるのは、令和元年7月以前に楽天との間で出店契約を締結した店舗のみである。）。公正取引委員会は、出店事業者が「共通の送料込みライン」に参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、同年3月10日、同申立てを取り下げた。ただし、出店事業者の選択の任意性が確保されるか否かを見極める必要があると判断し、継続して審査を行ってきた。 審査の結果、楽天が、令和元年7月以前から楽天市場に出店している出店事業者に対し（楽天は、令和元年8月1日以降は、「共通の送料込みライン」への参加に同意した店舗とのみ出店契約を締結している。）、店舗を担当する営業担当者等（楽天市場の店舗の運営に関する出店事業者からの相談等に対応している。）により、「共通の送料込みライン」に参加していない店舗を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀なくさせることにより、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し若しくは変更し又は取引を実施している疑い（独占禁止法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する疑い。）のある事実が認められた。 （詳細については令和3年12月6日報道発表資料「楽天グループ㈱に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12151012/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211206.html 	3. 12. 6

第4 告発

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占

禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和3年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。